

文久三年十二月廿日より文久三年十二月廿一日まで

P8311066 right

旅宿転移豫州合宿の儀、同人へ打合遣す、太左衛門を呼び引合筋談じ合ふ、朝第九時頃より運上所へ

出、助十郎へ談じ書面文段ホルトメンへ引合およばせ、且此の事よりの慰労品を投ず、この事到着し

御書翰書翰等配達方武三郎へ談ず、フロイスコンシユル面晤いたし度趣にて相越引替銀の儀に付、縷々陳述す、尤閣老方へも書翰さし出し旨、前書助十郎より為引合い談筋、何分

纏り兼、薄晩前に

至り帰り、且此の夕乗切にて申遣し、挨拶もいまだ不来故、駅へ引取、船途おゐて右乗切の

挨拶

旁豫州連名減税調印、御委任の御書取河内守殿御渡し趣にて清作持参、州と合宿に相成同宿へ引取、清作へ面晤太左衛門も来会す、野石両人は明日帰府、筑州本日着いたす

廿日辰 雪

第九時頃より運上所へ出【文字判読不可】処、約書文意好都合相成、前渡加いたし和文蘭文とも清書

取懸かり薄晩前出来、夕第五時半頃、亜コンシユル私宅へ真三郎共々出張ミニストル面晤減税

P8311066 left

約書為取替調印済、然処本国へ差遣し海路懸人有しに付、今一ト通乞受度旨申聞に付明朝第十時を【文字判読不可】通詞金川方品川栄助を雇ひ候、帰途運上所へ立寄紀州へ

引合第八時過帰宿す、御備馬を借り宮を冒(おか)して陸路を走る、半御用状届く隼人正殿再任の吹聴状六通届く

廿一日巳 雪意夕前晴

此約の齋限を浅み出宅の心得し処、御察真三郎遅齊にて第十時頃より出張せしによりミニストル不在に成、夕第四時本より亜コンシユル館おいて面晤、書面を渡し延期

書付

差出方等の儀を談じ出府の儀申出るに付、粗さし留め筑州之助も来会し本第六時頃運上所に引取出府云々の儀、金尹連名御用状さし出す、第七時半帰

宿、此本に到来の書翰配達方金川共へ托し、御用聞として太左衛門来る、明朝出立等

()内は細字双行(二行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【文字判読不可】、は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。